

市債権の放棄について（こども家庭局関係分）

神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき債権放棄を行った債権は下記一覧のとおりです。

[令和7年4月～令和8年3月実施分]

	会計区分	債権の名称	法的区分	左の件数(件)	金額(円)	放棄事由 〔条例第16条該当号〕	所管課
1	特別	母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権	3	413,000	1号	子育て支援課
2	特別	母子父子寡婦福祉資金貸付金	私債権	2	346,819	2号	子育て支援課
小計				5	759,819		
3	一般	父子家庭児童福祉資金貸付金	私債権	3	565,200	1号	子育て支援課
4	一般	母子家庭小口援護資金貸付金	私債権	1	30,000	1号	子育て支援課
小計				4	595,200		
5	一般	放課後児童クラブ利用料	私債権	10	175,500	1号	こども青少年課
6	一般	放課後児童クラブ利用料	私債権	3	87,000	2号	こども青少年課
7	一般	給食費	私債権	592	1,862,985	1号	幼保振興課
8	一般	スポーツ振興センター掛金	私債権	2	480	1号	幼保振興課
合計				616	3,480,984		

【参考】各債権の概要

- 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子及び父子家庭の児童の就学の促進や、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の自立を支援するため修学、就学支度、転宅等12種類の貸付を行う。

- 父子家庭児童福祉資金貸付金（平成28年度末で貸付終了）

父子家庭の子どもの就学及び就職を促進するため、修学、修業、就学支度、就職支度資金の4種類について、無利子貸付を行う。

- 母子家庭小口援護資金貸付金（平成15年度末に廃止）

母子家庭に対し、日常生活を維持するための緊急の出費に必要な資金の貸付を行う。

- 放課後児童クラブ利用料（平成20年度より開始）

放課後児童クラブ（学童保育）の利用にあたり、保護者から月ごとに徴収。

- 給食費

公立保育所での給食提供に対し、保護者から月ごとに徴収。

- スポーツ振興センター掛金

公立保育所で起こったけがなどの災害に対して医療費等を給付する、独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用する、災害共済給付制度における保護者負担分の掛金を年ごとに徴収。

○神戸市債権の管理に関する条例（抜粋）

（放棄）

第 16 条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

- （１）当該その他の債権（時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。）につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。
- （２）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。